

# 診療予約に関する お知らせ

令和6年8月 滋賀県立小児保健医療センター

小児保健医療センターは、令和7年1月1日、総合病院と統合し、新たな滋賀県立総合病院として出発します。

それに伴い、紹介外来制となり、初診時には他院からの紹介状が必要となります。

紹介状や予約なしで受診されますと「初診時・再診時の選定療養費」をご負担いただくこととなるほか、長時間お待ちいただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

また、併せて令和7年1月以降の診療予約に関する運用を以下のとおり変更することとなりましたので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

## ● 予約方法について ●

初診の場合：令和7年1月診療分から電話での予約は出来ません。

病院や診療所（かかりつけ医）を通じて予約をお取りください。

再診の場合：原則、外来受診時に診察室で次回予約をお取りください。

なお、受診指示の時期により次回予約がお取りできない場合は、お電話にてご予約をお取りください。